

業務委託条項（回収／支払代行）

本「業務委託条項（回収／支払代行）」は、甲乙間の他の業務委託または乙が関与する甲と第三者間の業務委託(以下、併せて「原業務委託」という)において、乙が、甲が当該第三者に支払うべき料金その他の金銭を甲のために甲から回収し甲に代わって第三者に支払う事務（以下、「回収／支払代行」という）を行う場合、別途乙の定める「総則条項」と一体として「回収／支払代行」に関する「業務委託契約」（以下、「本契約」という）の内容を規定します。

第1条（契約の性質）

回収／支払代行は、準委任契約として提供されます。

第2条（支払代行の内容）

1. 本契約は、原業務委託に関する契約があることを前提として締結されるものとします。ただし、原業務委託契約と同時に、または原業務委託契約中にて契約合意することを要するものではないものとします。
2. 別段の定めある場合を除き、乙は、甲が乙に回収／支払代行の対象である金員（以下、「預り金」という）を支払った後に第三者への支払を行うものとします。
3. 甲は乙に対し、別途甲乙協議の上定める「代行手数料」を支払うものとします。乙は、預り金と共に代行手数料を都度受領するものとし、第三者への支払は、預り金から代行手数料を控除した金額で行うものとします。

第3条（責任）

乙の責に帰すべき事由により乙が預り金を喪失した場合を除き、乙は、乙の回収／支払代行に伴い甲と支払先である第三者との間で生じた紛争、訴訟等につき、一切責任を負わないものとします。

第4条（再委託）

別段の定めがある場合を除き、乙は、回収／支払代行業を必要に応じ第三者に再委託することができるものとします。

2020年10月1日制定